

令和5年11月28日

教職員各位

福山大学
事務局長 大高 弘士

冬季の省エネルギー対策について（お願い）

冬季の暖房シーズンを迎えるにあたり、電気需要量の増加が見込まれます。また、電気代も高騰したままとなっています。省エネ法により、本学は第二種エネルギー管理指定事業場（※注1）となっており、毎年、前年度エネルギー使用の1%以上の省エネ目標が課せられています。

教職員の皆様においては、下記の節電を心掛けていただき、適切な学習環境を確保した上で、無理のない範囲で省エネの取組を推進していただきますようお願いします。

記

【冬季のお願い】

1. 室温の適正管理（健康を第一に、温度は柔軟に設定）を徹底するようエアコンの適正運転を図ること。
フィルターの汚れは過剰な電力消費及び故障の原因になるので、研究室及び実験室のフィルター清掃を実施すること。
2. 教室・実験室・研究室等の照明・エアコンは、授業終了時に各教員において必ず消すこと。
暖房使用期間は、12月より3月中旬とする。但し、授業や業務に差し支えある室温になった場合、適宜、暖房を使用できる。
3. 冬季における執務室の服装については、「ウォームビズ」とし暖かい服装で行ってください

【通年のお願い】

1. 廊下・トイレなどの照明は、必要でない時は消灯すること。
2. 研究室等を授業等で留守にする場合は、照明・エアコンを必ず消すこと。
3. 昼休みは、原則、部屋の照明を消灯すること。
4. パソコン等OA機器は、使用しない時はシャットダウンするなど電力消費軽減の努力を行うこと。
5. 長期間使用しない実験機器等及び電気製品のプラグをコンセントから抜くこと。

（※注1）第二種エネルギー管理指定事業場とは、年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上3,000kL未満の工場・事業場のことをいいます。

（本学のエネルギー使用量：1,679KL（令和4年度）